

日本学術振興会

特定国派遣研究者 令和 8(2026)年度分募集要項

令和 7(2025)年 6 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、以下に掲げる国の学術振興機関(対応機関)との間で学術の国際協力に関する合意に基づく事業を行っています。本事業は、我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援し、将来にわたって持続発展するような共同研究や人的ネットワークの基盤作りを促進するものです。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)」により申請を受け付けます。詳細は「5. 申請手続」を参照してください。

2. 派遣対象国、対応機関、対象分野等

派遣国	対応機関	派遣先での身分	最大採用予定人数	対象分野
エストニア	エストニア研究会議 (Estonian Research Council: ETAG)	ポスドク	1	人文学、社会科学から自然科学までの全分野
リトアニア (新規追加)	リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL)	ポスドク	1	人文学、社会科学から自然科学までの全分野

注意:

- ① 訪問先は、当該国の対応機関が所管又は対象としている研究機関に限られます。これ以外の研究機関への訪問を日程の一部に含めても、当該対応機関の了承が得られない場合があるため、訪問の可否について、あらかじめ相手国の研究者を通じて相手国対応機関に確認してください。
- ② 採用予定人数は、本会及び相手国対応機関の予算状況等により変更となる場合があります。
- ③ 対応機関ごとの申請資格、派遣期間等の詳細は「21. 国別の注意事項」を参照してください。
- ④ 派遣国:フィンランドへの募集はありません。

3. 申請資格

科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号)第 2 条に規定されている研究機関(※)に所属し、申請日時点で科学研究費助成事業の応募資格を持つ常勤研究者(任期の有無を問わない)、又は、当該常勤研究者を志望する者であることのほか、①、②の要件及び③対応機関ごとの申請資格を満たしていること。

※科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号)第 2 条に規定されている研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校

4) 文部科学大臣が指定する機関

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人を対象とします。
- ② 本事業において令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度、令和 7(2025)年度特定国派遣研究者として採用された研究者は、同一対応機関との覚書に基づく派遣に係る申請はできません。また、万が一、申請者に非違行為があり、所属機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後 5 年間は本事業に申請することはできません。
- ③ 対応機関ごとの要件は、「21. 国別の注意事項」を参照してください。

4. 派遣時期

原則として、令和 8(2026)年度中(令和 8(2026)年 4 月 1 日～令和 9(2027)年 3 月 31 日)に出発することを条件とします。

5. 申請手続

(1) 電子申請システム

申請は、電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

既に国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID/パスワードの発行を依頼する必要はありません。また、所属機関が変わった場合には、新しい所属機関においてあらためて国際交流事業用の ID/パスワードを取得してください。

所属機関より申請者用 ID/パスワードの発行が受けられない者は、電子申請システム(<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/idshinsei/index.html>)にアクセスし、個人申請用 ID・パスワード取得をしてください。取得時に出力される「個人申請用 ID・パスワード取得時登録内容確認書」は、大切に保管しておいてください。

(2) 本会の申請受付期限

申請受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者が所属機関長に申請書類を提出する期限は所属機関ごとに異なりますので、所属機関に必ず確認してください。

令和 7(2025)年 9 月 5 日(金)17:00(必着)

※電子申請システムでの受付は、本会の申請受付期限の約 2 カ月前から開始します。

6. 申請に際しての留意事項

申請は1人1件限りとします。また、一度提出した申請書の差し替えはできません。

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある申請者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報に伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む。)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用、署名の無断転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象外とし、また、当該研究者が本事業に採用された後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講じます。

7. 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

8. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 研究内容の学術的価値が高く、派遣によって当該分野の研究の推進が期待できること。

【学術的価値】

- ② 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能であると認められること。【計画の具体性、実現可能性】

- ③ 本派遣により、将来、持続発展的な共同研究や人的ネットワークの形成が見込まれること。

【将来発展性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え、以下の点も考慮します。

- ・ 過去において相手国に長期滞在(留学・研究滞在)したことがある者については、再度その相手国を研究訪問することの意義が明瞭であること。

9. 選考及び結果の通知

- (1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を行います。本事業では 1 件の申請について、3 人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「研究者交流(特定国派遣研究者)」ウェブサイト上の「審査方法」の項目を確認してください。

研究者交流(特定国派遣研究者)ウェブサイト審査方法 URL

https://www.jsps.go.jp/j-bilat/tokuteikoku/shinsei_shinsa.html

本会での審査結果に基づき、採用候補/不採用を決定し、その結果を令和 7(2025)年 12 月頃、申請者及び申請者の所属機関長に通知します。その後、本会は採用候補者に提案書(Form of Proposal (英文))の提出を依頼し、その提案書に基づき、対応機関へ採用候補者を推薦します。対応機関の同意を得られた場合は、採用について令和 8(2026)年 2 月末頃から順次、申請者及び申請者の所属機関長に通知します。(本会が申請者用 ID を発行した者の場合は、本人のみに通知します。)また、対応機関の同意が得られない場合は不採用となります。なお、対応機関の審査スケジュールの都合上、結果通知が遅れる場合もありますので御了承ください。

- (2) 不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。

- ・不採用 A(不採用の中で上位)
- ・不採用 B(不採用の中で中位)
- ・不採用 C(不採用の中で下位)

- (3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

10. 採用候補決定後の手続

採用候補となった申請者は、提案書(Form of Proposal(英文))を所定の期日までに提出してください。提出がない場合は、採用内定を取り消すことがあります。(国によっては採用内定後の手続が異なる場合がありますので、詳細は本会からの通知を参照してください。)

11. 派遣研究者の義務

派遣研究者は、別に定める様式によって報告書を提出してください。報告書は後日公表することがあります。

また、本事業による研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記してください。

12. 採用の取消し等

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)のほか、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載(署名の無断転用を含む。)等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に支給された経費の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、研究資金の不正使用等に対する本会の対応については、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)を参照してください。

https://www.jpsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

13. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、本会の業務遂行のみに利用(日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用者については、本人及びその受入研究者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、研究課題名、派遣期間及び報告書等を、本会のウェブサイト等において公表するほか、関係機関へ周知することがあります。

EEA 等在住者については、GDPR(General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)及び英国の一般データ保護規則に沿い、「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください。なお、申請書類に EEA 等在住者の情報が含まれる場合には、上記の取扱いについて該当者の同意を得てください。

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

14. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

15. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

特定国派遣研究者は、外為法をはじめとする、我が国の法令・指針・通達等並びに安全保障貿易管理に関して所属機関が定める規則等の遵守に加え、受入研究機関が所在する国における同様の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して受入研究機関が定める規則等の把握・理解に努めてください。関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、特定国派遣研究者の採用取り消しや採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行うことがあります。

(※1) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトでは、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryō/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

1 6. 研究者情報の researchmap への登録

researchmap は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

- ・researchmap
<https://researchmap.jp/>

1 7. JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net)は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーキング・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

- ・JSPS-Net
<https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

1 8. LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

- ・LinkedIn
<https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations>

1 9. その他

- (1) 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。派遣期間中の海外旅行傷害保険に必ず加入してください。なお、海外旅行傷害保険に係る経費を本会は負担しません。

- (2) ビザ等の申請や宿泊先の手配について本会は一切関わらないので御留意ください。既に海外に滞在している方は、ビザの延長や切替に十分注意し、申請者の責任において研究計画が遂行できるよう、準備・手配してください。
- (3) 申請内容について、派遣時に変更が生じた場合は、採用を取り消すことがあります。
- (4) 本事業の研究成果の権利の帰属については、派遣研究者と相手国研究者が我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。

20. 連絡先等

- (1) 事業内容や募集要項についての問い合わせ
 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
 独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部人物交流課
 「特定国派遣研究者」担当
 電話:03-3263-2368, 2480 (受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:00)
 E-mail:tokuteikoku@jsps.go.jp (注) メールアドレスは、「@」を「*」に置換しています。
 URL : <https://www.jsps.go.jp/j-bilat/tokuteikoku/ex.html>
- (2) 電子申請システムの操作に関する問い合わせ
 コールセンター フリーダイヤル 0120-556-739
 (受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:30)
 URL : https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html
 ※電子申請システムの操作以外については、(1)へお問合せください。

21. 国別の注意事項

【エストニア(ETAG)】

申請資格	博士の学位を有する者あるいは令和 8(2026)年 3 月 31 日までに取得する見込みである者。(人文学、社会科学分野については、博士課程の所定単位を修得のうえ退学した者も含まれます。)
派遣期間	6～12 ヶ月
ETAG 支給経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航費(実費支給) ・ 滞在費:1,600 ユーロ/月 ・ 家族手当:500 ユーロ/月 ・ 宿泊費:1,000 ユーロ/月(超過分は本人負担) ・ エストニア国内旅費:650 ユーロ/年
本会(JSPS)支給経費	日本国内旅費(家族帯同分を含む)
その他	<p>-派遣先の研究機関は、エストニアで登記された法人で、肯定的な評価を受けた研究開発機関でなければなりません。研究機関のリストは、Estonian Research Information System (ETIS) をご確認ください。 https://www.etis.ee/Portal/Institutions/Index/ (肯定的な評価を受けた機関は「Evaluated」が「Yes」と表示されています。)</p> <p>-エストニアの受入研究者は、博士号または同等の資格を有し、申請受付期限までに Estonian Research Information System (ETIS) の公開プロフィールが更新されている必要があります。エストニア国外で博士号を取得した場合、エストニアの博士号と同等であることをエストニアの Estonian ENIC-NARIC Centre または受入機関に証明してもらう必要があります。これは、外国の教育および対応する資格を証明する書類の評価および学術的承認に関する 2006 年 4 月 6 日付エストニ</p>

	ア共和国政府規則第 89 号に基づいています。詳細は、 https://harno.ee/en/enicnaric を参照してください。
ETAG 担当者の連絡先	Ms. Katrin Saar, Senior Advisor, Department of International Research Cooperation Estonian Research Council Soola 8, Tartu 51004, Estonia (Tel) +372 53335625 Email: katrin.saar*etag.ee (注) メールアドレスは、「@」を「*」に置換しています。

【リトアニア(RCL)】

申請資格	博士の学位を有する者あるいは令和 8(2026)年 3 月 31 日までに取得する見込みである者。(人文学、社会科学分野については、博士課程の所定単位を修得のうえ退学した者も含まれます。)
派遣期間	1～12 ヶ月
RCL 支給経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航費(実費支給) ・ 滞在費:1,600 ユーロ/月 ・ 家族手当:500 ユーロ/月 ・ 宿泊費:1,000 ユーロ/月(超過分は本人負担) ・ リトアニア国内旅費:650 ユーロ/年
本会(JSPS)支給経費	日本国内旅費(家族帯同分を含む)
その他	派遣先の研究機関は「Higher education institution」または「Research institute」のカテゴリーで「Register of Education and Research institutions(教育・研究機関登記簿)」に登録されているリトアニアの研究・高等教育機関のみとします。 詳細は以下をご確認下さい。 https://www.aikos.smm.lt/en/StudyProgramm/EducationProviders/SitePages/Home.aspx?ss=18c1c0bc-7df7-4f26-949b-c67824b7f896
RCL 担当者の連絡先	Ms. Asta Aleksandraviciene Programme Coordinator Research Council of Lithuania Gedimino pr. 3, 01103 Vilnius. Lithuania (Tel) +370 676 18 297 Email: asta.aleksandraviciene*lmt.lt (注) メールアドレスは、「@」を「*」に置換しています。